

【生徒心得】

本校の教育目標のもとに、社会の一員として、豊かな人間性を育み、常に自主的、自律的な態度をもって、自己の向上に努め、明るく健全な学校生活を送るための基準を示す。

1 校内外の生活について

市高生としての自覚をもち、良識ある言動を心掛けること。

- (1) 交友は、互いに人格を尊重すること。
- (2) 言葉遣い、態度は品位を保ち、常に挨拶することを心掛けること。
- (3) 校内の環境美化に努め、学校の備品や施設は大切に利用すること。
- (4) 所持品は、各自が責任をもって保管すること。
- (5) 登校後は、下校時まで無断で校外に出ないこと。
- (6) 通信機器等の使用については、必要最小限にとどめ、モラルと責任をもって利用すること。
- (7) 飲酒、喫煙、暴力等、法律で禁じられている行為は、絶対にしないこと。
- (8) 18歳未満立入禁止の場所等には立ち入らないこと。

2 服装・頭髪について

本校の規程にしたがい、端正、清潔な身だしなみを心掛けること。

3 登下校について

登下校に際しては、交通法規を守り、自他の安全を心掛けること。

- (1) 余裕をもって登校し、8時30分までに教室に入っておくこと。
- (2) 自転車の並進、二人乗り、傘さし、無灯火、通信機器等を利用しながらの運転はしないこと。
- (3) 自転車通学生は、車体にステッカーを貼り、校内では所定の場所に整然と駐輪すること。

4 願出・届出について

(1) 願出

- | | |
|------------|-------------------|
| ・アルバイト許可願 | 所定の用紙で願出、許可を得る。 |
| ・運転免許取得許可願 | 所定の用紙で願出、許可を得る。 |
| ・校外行事参加許可願 | 所定の用紙で願出、許可を得る。 |
| ・阿波踊り参加許可願 | 所定の用紙で願出、許可を得る。 |
| ・登校後の外出許可願 | 「外出許可証」で願出、許可を得る。 |

(2) 届出

- | | |
|--------|---------------------|
| ・遅刻、早退 | 「遅刻指導票」、「早退届」で届け出る。 |
| ・事故、負傷 | 「事故報告書」で届け出る。 |
| ・公共物破損 | 口頭で届け出る。 |

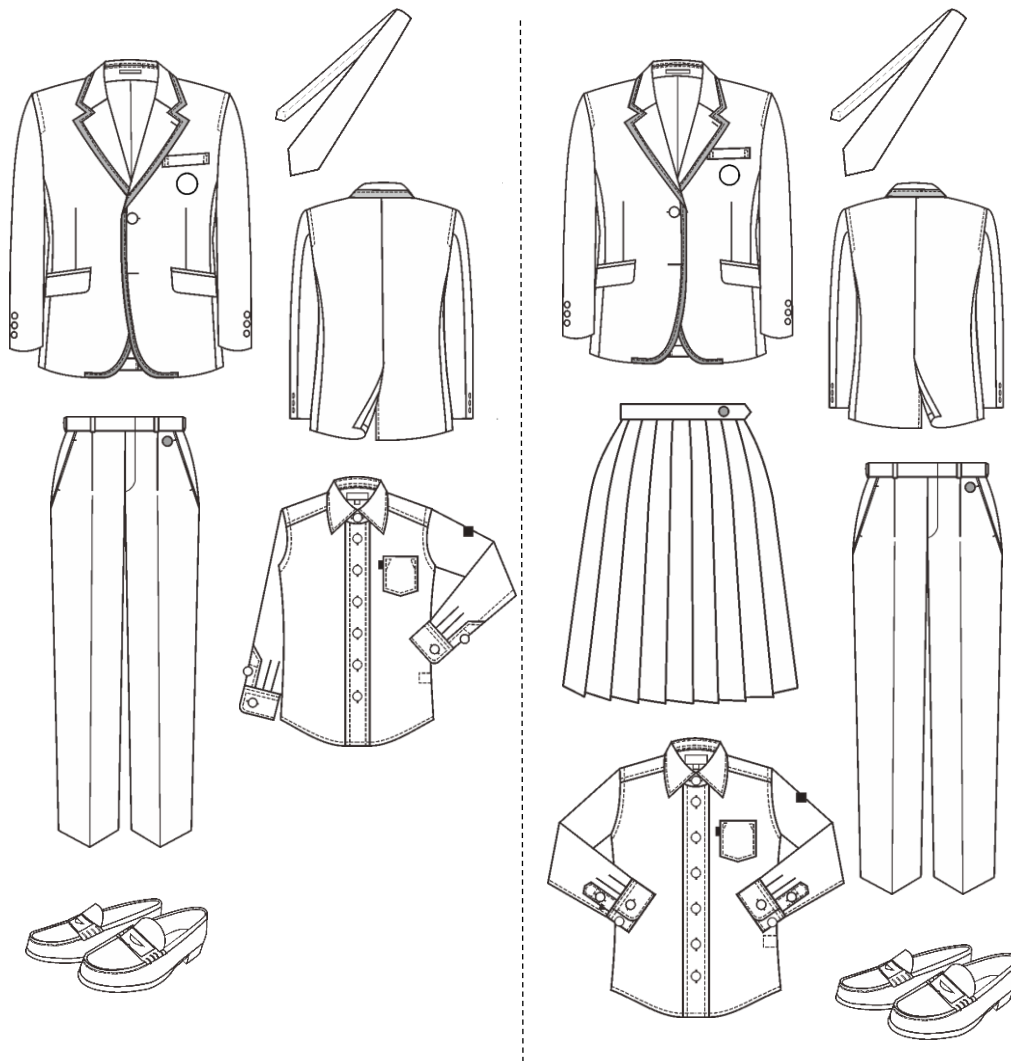
【服装・頭髪規程】

1 本校の制服について

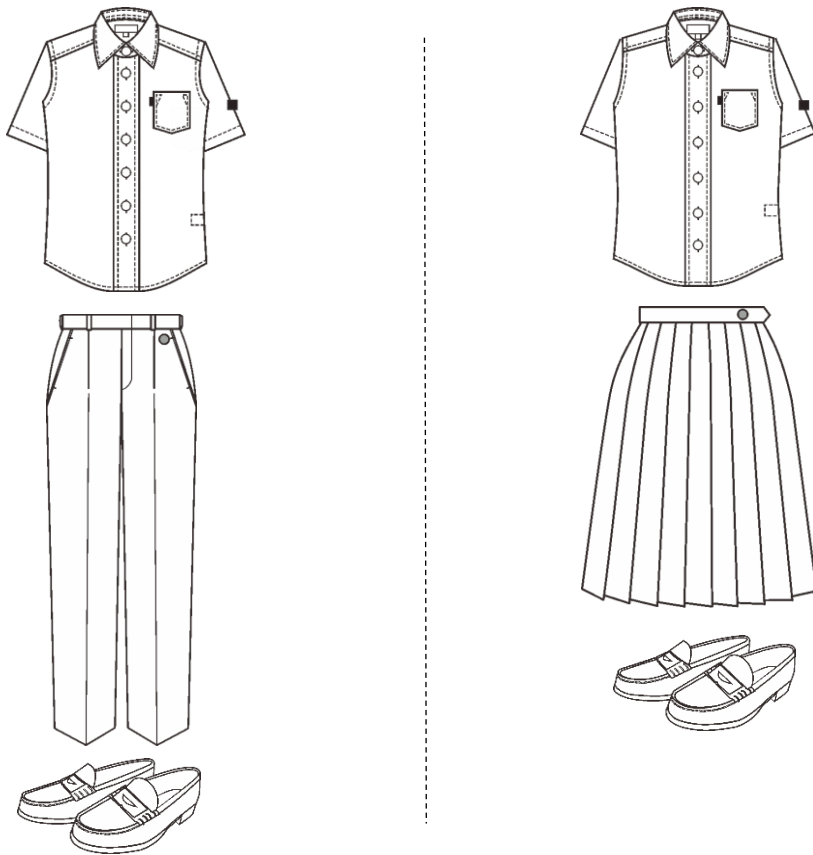
- (1) 冬服は10月中旬頃から5月下旬頃まで、夏服は5月下旬頃から10月中旬頃までとする。また、4月下旬から6月中旬まで、および、9月下旬から11月中旬までを原則更衣移行期間とする。ただし、式典等の公式の場では、夏服または冬服を着用すること。
- (2) 制服は、本校指定の **BEAMS SCHOOL** の制服とする。(制服略図参照)
- (3) 靴は革靴とし、華美でないものとする。
- (4) ソックスは華美でないものとする。
- (5) セーター、ベスト、カーディガン、パーカーは本校指定の **BEAMS SCHOOL** のものとする。
- (6) 防寒着（ジャンパー含む）は、華美でないものとする。
- (7) ストッキング、タイツはベージュまたは黒とする。
- (8) スカートの丈については「膝が隠れる長さ」とする。(販売店で購入する際には規定のものを購入すること)

(本校指定制服略図)

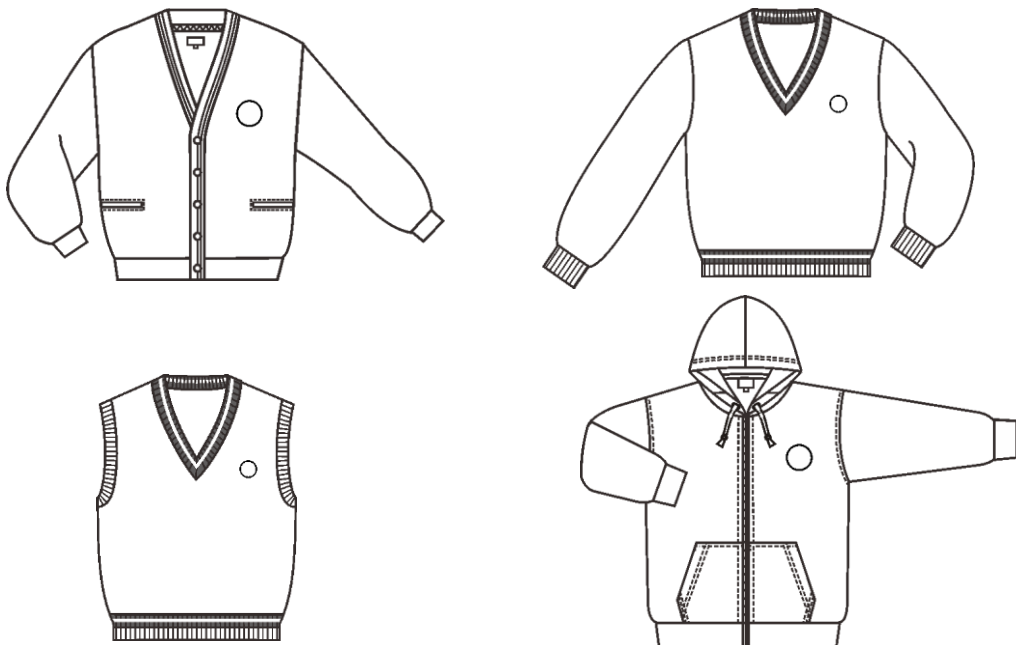
[冬服]



〔夏服〕



（本校指定制服（オプション類））



2 頭髪等について

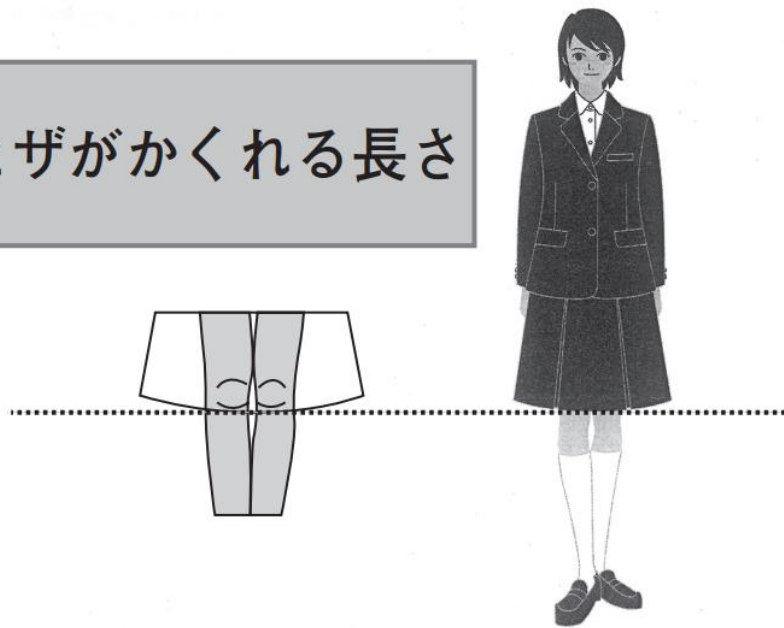
- (1) 清潔で気品のあるものとし、パーマ、染色、脱色等の加工は認めない。
- (2) 髪留め等を使用する場合は、華美でないこと。
- (3) 化粧やピアス・指輪・ネックレス等の装身具、有色リップクリームの使用は認めない。

【スカートの規定について】

- 1 本校のスカート丈に関する規定は「ひざがかくれる長さ」となっております。
- 2 制服の販売店にも次のような本校のスカート丈に関する規定の通知を送っていますので、規定通りのものをご購入してください。

徳島市立高等学校 制服スカート規定

ひざがかくれる長さ



【アルバイト規程】

- 1 アルバイトは原則として、禁止する。ただし、家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトを必要とする場合、かつ勉学に支障がないと認められる場合に限り、これを許可することがある。
- 2 アルバイトに従事しようとする時は、その理由を担任に申し出て、所定のアルバイト許可願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

【運転免許証取得規程】

- 1 指導の方針
原則として運転免許証の取得はしない方向で指導する。やむを得ず取得する場合は、次の通りとする。
- 2 免許取得許可開始期間
 - ・ 原動機付自転車 原則許可しない
 - ・ 自動二輪車 許可しない
 - ・ 普通自動車 3年生で就職内定者は2学期末考査終了以降、その他の者の進路先が決定した者は2月1日以降から卒業までとする。
- 3 許可の手続きと義務
 - (1) 原動機付自転車の場合
 - ① 本人・保護者連名で運転免許取得許可願を提出する。
 - ② 該当生徒の担任は、保護者に学校の方針を伝え、指導を行う。
 - ③ 運転免許取得にあたっては、事前に担任、生徒課、教頭、学校長の承認を得る。
 - (2) 普通免許証の場合
 - ① 3年生で就職内定者、大学、短大、専修学校等進路先決定者は、免許取得許可期間に本人・保護者連名で運転免許取得許可願を提出する。
 - ② 運転免許取得にあたっては、事前に担任、生徒課、教頭、学校長の承認を得る。
 - ③ 運転免許取得に際して、学業に支障をきたしてはならない。
 - (3) 提出書類
運転免許取得許可願